

新型コロナウイルス感染症関連情報

特別定額 給付金



簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(1人10万円)を給付します。

特別定額給付金は4月27日時点で住民基本台帳に記録されている人が対象です。市では、5月13日に全世帯主に申請書を発送しました。まだ申請をしていない人は、申請書に必要事項を記入、押印の上、**必要書類(本人確認書類および振込先口座の分かる書類の写し)**を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。給付は、指定された口座への振り込みを順次行っていますが、申請書の処理状況により前後する場合があります。

問い合わせ

政策秘書課特別定額給付金担当

日高市国民健康保険 被保険者に対する 傷病手当金



国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなくなった人に、傷病手当金を支給します。

対象 次の全てを満たす人
○日高市国民健康保険に加入している人

○勤め先から給与等の支払いを受けている人

○新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就業ができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができない人

○就労ができなくなった日から起



算して4日目以降就労ができない期間のうち就労を予定していた日がある人

支給対象日数 就労ができなくなった日から起算して4日目以降

就労ができない日数

支給額の計算 1日当たりの支給額(注)×支給対象となる日

傷病手当金の支給総額

(注) 1日当たりの支給額=直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×3分の2

対象期間 令和2年1月1日から9月30日の間で就労ができない期間

※入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

申請方法 電話で左記へ



※必要書類を送付します。
問い合わせ

保険年金課国民健康保険担当
(1階③番窓口)

後期高齢者医療制度 に加入している人へ

後期高齢者医療制度に加入している人も、同様の制度があります。

問い合わせ

保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

子育て世帯への 臨時特別給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

支給日 6月下旬(予定)

支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人

※特別給付の支給を受ける人(平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である人(児童1人当たり月額5000円が支給される人)は支給対象にはなりません)
対象児童 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の対象となっている児童

※令和2年3月31日までに生まれた児童、令和2年3月31日まで中学生だった児童(新高校1年生)も対象児童に含まれます。
支給額 対象児童1人当たり1万円



申請 不要

※支給の辞退を希望する人は、6月15日(月)までに「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を左記へ提出(郵送可)してください。

支給先 児童手当の支給に指定している口座

※振込口座の変更等を希望する人は、児童手当の口座変更手続きをしてください。

公務員の人へ

勤務先から児童手当を受給している人は、勤務先で「児童手当受給状況」の証明を受け、申請書を6月19日(金)までに左記へ提出してください。

問い合わせ

子育て応援課子育て応援担当
(1階⑥番窓口)

子育て応援券



子育てしている皆さんを応援するため、市内の登録店でお弁当等を購入する際に使用できる「子育て応援券」を中学校3年生までの児童・生徒がいる家庭を対象に5月中旬に発送しました。お子さんの食育や保護者の家事負担軽減などにお役立てください。

「子育て応援券」は、5000円分(5000円券×10枚)で、使用期限は令和2年8月31日までとなっていますので、期限内にぜひご



利用ください。登録店は、ホームページでご確認ください。
お買い物の際は、マスクの着用や少人数での外出など、新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ

子育て応援課子育て応援担当
(1階⑥番窓口)

※広報ひだか6月号に掲載している情報は5月20日(水)現在のもので、変更となる場合があります。

中小企業・ 個人事業主向け 総合相談窓口



市では、日高市商工会と協力し、事業者向けの相談窓口を開設します。

受付時間 平日の午前10時～正午、午後1時～4時

※相談窓口は8月中旬まで設置予定です。

対象 市内に事業所を有する中小企業や個人事業主など

※自身が各種支援の対象になるかどうか分からない人も相談できます。

主な相談内容 国や県などが実施する事業資金等の融資、給付金等の申請方法や必要な書類の相談、市が実施する補助金等に関する相談、雇用調整助成金の申請に関する相談など

相談方法 電話による相談対応

☎9855-5521
(相談専用)

小規模事業者等 支援給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げの減少した小規模事業者等に給付金を支給します。

受付期間 8月31日(月)まで

対象 次の全てを満たす事業者
○市内に本社または主たる事業所を持つ小規模企業・個人事業主

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年3月から6月までのいずれかの月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少した事業者(前年同月との売上高の比較ができない場合は直近3か月の平均売上高と比較)

支給金額 10万円(1事業者)

申請方法 郵送

※申請に必要な様式等は産業振興課商工観光担当にご連絡いただくか市ホームページからダウンロードできます。

申請先 産業振興課商工観光担当
問い合わせ 総合相談窓口

☎9855-5521

テイクアウト等 事業補助金



外出を自粛されている皆さんに、自宅でもおいしい地元グルメを味わっていただけるよう、また、外出自粛により売り上げが減少してしまつた飲食事業者を支援するため、新たにテイクアウトや宅配を始める(始めた)飲食事業者にその費用の一部を補助します。

受付期間 8月下旬までの見込み

対象 市内に店舗等のある飲食店で、外出自粛要請を受けて新たにテイクアウトや宅配を始める(始めた)飲食事業者

補助金額 10万円以内

申請方法 郵送

※申請に必要な様式等は産業振興課商工観光担当にご連絡いただくか市ホームページからダウンロードできます。

申請先 産業振興課商工観光担当
問い合わせ 総合相談窓口

☎9855-5521

一般的な相談のほか、感染が疑われる場合には…

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター
☎0570-783-770 (24時間受け付け)

特別定額給付金等に乗じた詐欺に注意!

特別定額給付金等について、県、市、総務省などをかたつた詐欺にご注意ください。市や総務省などがATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることは、絶対にありません。不安に思ったときや困った場合は、すぐに市役所や飯能警察署等にご相談ください。

埼玉県中小企業・個人事業主支援金



県では、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取り組みを支援します。

※最新の情報は県ホームページで確認してください。

【第1弾】

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、4月8日から5月6日までの間に20日以上休業している県内の中小企業・個人事業主

支給額 20万円

※県内の複数事業所を休業している場合は、30万円支給されます。

受付期間 6月15日(月)まで

申請方法 電子申請(郵送も可)



コバトン

【第2弾】

対象 5月12日から31日までの間に16日以上休業している県内の中小企業・個人事業主で平成31年・令和元年(法人は前事業年度)の月平均売り上げが15万円以上であること

支給額 10万円

受付期間 7月17日(金)まで(予定)

申請方法 電子申請(郵送も可)

問い合わせ

中小企業等支援相談窓口

☎048-830-8291

☎0570-0000-678

(ナビダイヤル)



納税が困難な人へ



新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間市税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予期間中は延滞金もかかりません。

対象 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者

○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

○一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

対象となる市税 令和2年2月1日～3年1月31日に納期限が到来する市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税等)

申請期間 各税目の納期限または

令和2年6月30日(火)までのいずれか遅い日まで

申請方法 申請書に収入や現預金の状況が分かる資料を添付し、直接左記へ

※提出が難しい場合は口頭により伺います。

※本税の金額は減額されません(猶予期間中に納付する必要があります)。

問い合わせ 収税課収税担当(1階①番窓口)

川越税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば国税の納付を猶予することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



問い合わせ

川越税務署徴収部門

☎049-235-9411

(自動音声案内)